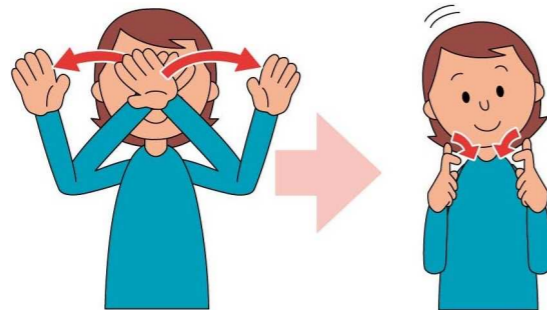


手話で話してみよう

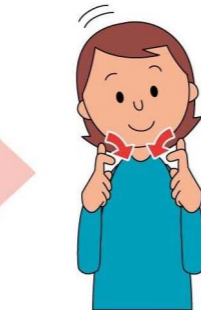


「手話」を表現しているぐんまちゃん

こんにちは



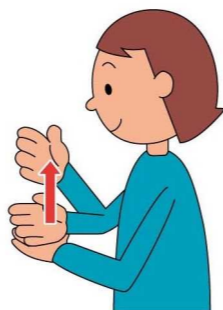
目の前で交差していた両手をさっさと扇形に左右に開きます。



軽くおじぎをしながら、向かい合わせた人差し指を折り曲げます。

※群馬県の方言（手話）です

ありがとう



左手の甲から右手を縦に垂直に上げます。

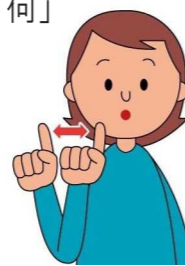
何か、お困りですか？

「困る」



右手の指をそろえて軽く曲げ、こめかみのあたりで前後に動かします。

「何」



右手の人差し指を立てて左右に振ります。

「ですか？」



右手の手のひらを見せながら、前に出します。(どうぞというように)

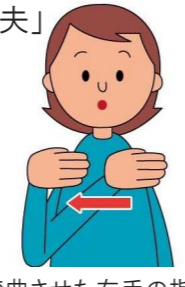
筆談でだいじょうぶですか？

「筆談」



左手の手のひらを上に向け、右手で文字を書くようにしながら、右手と左手を前後に動かします。

「大丈夫」



湾曲させた右手の指先を左胸にあててから右胸にあてます。

「ですか？」



右手の手のひらを見せながら、前に出します。(どうぞというように)

事業者の皆様へ

ろう者（聴覚障害者）が働きやすい環境づくりのために

群馬県手話言語条例をご存じですか？

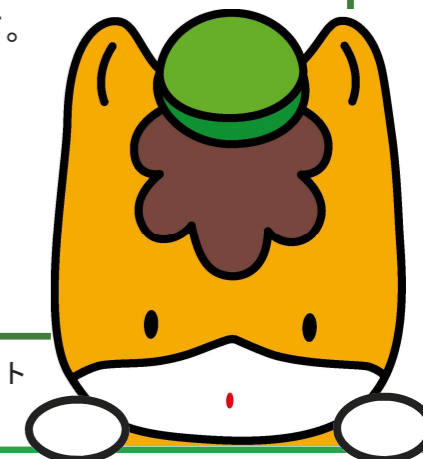
平成27年4月に群馬県手話言語条例が施行されました

この条例は、「手話は言語である」との認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めています。

条例第7条では、事業者の役割として、ろう者が利用しやすいサービスの提供とろう者が働きやすい環境整備が定められています。

事業者の皆様には、本条例の趣旨を御理解いただき、ろう者が働きやすい環境づくりに御協力をお願いします。

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」



相手の聞こえの状況に合わせたコミュニケーション方法で対応をお願いします

- 聴覚障害者といっても、生まれつき聞こえない人もいれば、途中から聞こえなくなった人もいます。「まったく聞こえない」、「補聴器をつければ多少は聞こえる」、「音は分かるが言葉の判別は難しい」、「片側の耳のみ聞こえない」、「聞こえにくい」など、それぞれ聞こえの状況は様々です。
- それぞれの聞こえの状況によってコミュニケーションの方法も異なります。相手の希望を踏まえ、相手に合わせたコミュニケーション方法を選択することが大切です。

コミュニケーションの方法

- 手話…耳の聞こえない人が集団の中で身につけた、目で見える言葉のこと。手指や体の動き、表情を使って表現します。
- 口話…話しことばのこと。聞こえなくても、自分で声を出して話したり相手の口の形や動きで話を読み取ることができる人もいます。
- 筆談…文字によって意思を伝え合うこと。

コミュニケーションのポイント

- 口話によるコミュニケーション
 - ・話すときは、顔の見える位置で、ゆっくり、はっきり話しましょう。
 - ・話の内容が正しく通じているか、確認しながら話しましょう。
- 筆談によるコミュニケーション
 - ・短くわかりやすい文を書きましょう。
- その他
 - ・伝わりにくいときは、身振りをつけたり、絵や図を描くなど目で見てわかるように伝えましょう。



手話

筆談

お問い合わせ先

群馬県健康福祉部障害政策課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-2638 FAX:027-224-4776

群馬県手話言語条例に関する情報は群馬県ホームページにも掲載されています

トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>計画・施策等>群馬県手話言語条例

<http://www.pref.gunma.jp/02/d4200266.html>



群馬県手話言語条例の概要

前文

①手話の概念、②手話が不当に扱われた歴史、③群馬を発祥とする手話普及の取組、④近年の権利条約の批准や法律改正等の動き、⑤手話の言語としての認識の確立や普及、障害者福祉への寄与などを宣言的に記載

各条文の規定内容

	規定内容
第1条 目的	①手話に関する基本理念、②県・市町村・県民・事業者の責務及び役割等、③手話施策の推進等
第2条 手話の意義	手話を言語とし、言語活動の文化的所産であると理解
第3条 基本理念	①ろう者とろう者以外の者の共生、②手話の意思疎通上の権利の尊重、③手話の普及
第4条 県の責務	県による、①社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮、②手話普及等の環境整備、③県民理解推進
第5条 市町村との連携及び協力	県による、条例の県民理解推進、手話の普及等の環境整備にあたっての市町村との連携、協力
第6条 県民の役割	①基本理念の理解、②ろう者・手話に関わる者の県施策協力・手話普及
第7条 事業者の役割	①サービス提供、②労働環境整備 ろう者が利用しやすいサービスの提供と ろう者が働きやすい環境整備が事業者の役割として定められています
第8条 計画の策定及び推進	県による、①障害者計画への手話が使いやすい環境整備のための必要な施策の規定、②その総合的かつ計画的推進
第9条 手話を学ぶ機会の確保等	県による、①県民対象の機会確保、②県職員対象の取組推進
第10条 手話を用いた情報発信等	県による、①県政に関する情報発信、②手話通訳派遣等の拠点支援
第11条 手話通訳者等の派遣体制の整備	県による、①手話通訳者等の養成・研修、②手話通訳派遣等の意思疎通支援体制の整備・拡充
第12条 学校における手話の普及	学校設置者による ①乳幼児期からの手話教育環境整備、教職員の手話技術向上に必要な措置、 ②保護者を含めた相談・支援、③教員確保・研修
第13条 事業者への支援	県による、事業者が行う①サービス提供、②労働環境整備、への支援
第14条 ろう者等による普及等	①ろう者、②ろう者団体による普及啓発活動の実施
第15条 手話に関する調査研究	県による、ろう者・手話に関わる者の①調査研究の推進、②成果の普及、への協力
第16条 財政上の措置	県による財政上の措置

会議や研修、面談を行うときは、手話通訳者の手配をお願いします

○手話通訳者や要約筆記者の派遣を依頼することができます。（事業者による依頼は原則有料）

- ・手話通訳・・・聴覚障害者の表す手話の意味・内容を音声言語に変換して伝えます。
また、音声言語を手話に変換して聴覚障害者に伝えます。
- ・要約筆記・・・音声言語を文字に変えて内容を伝えます。
状況に応じて、手書きとパソコン、対面での筆記やプロジェクターでの投影などの方法があります。

※手話通訳者・要約筆記者は、業務中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないという守秘義務を負っていますので、御安心ください。

◎関係機関連絡先

【手話通訳者を手配するとき】

群馬県手話通訳派遣事務所
TEL:027-280-4151 FAX:027-280-4182

【要約筆記者を手配するとき】

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ
TEL:027-255-6633 FAX:027-255-6634

群馬県手話・要約筆記講習会開催事業補助金を御活用ください

○県では、聴覚障害者及び手話・要約筆記に対する理解を広めるために開催する手話講習会又は要約筆記講習会に係る経費の補助制度を設けています。

ぜひ講習会を開催して、事業所全体で理解を深めてください。

- ・補助対象団体：企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の事業者
- ・補助対象経費：手話講習会又は要約筆記講習会の開催に要する報償費及び旅費
- ・補助上限額：講習会の開催1回当たり17,000円（年3回上限）
- ・申込・お問い合わせ先：群馬県健康福祉部障害政策課地域生活支援係 TEL:027-226-2638

※詳細は群馬県ホームページでも確認できます

トップページ>健康・福祉>障害児・障害者>計画・施策等>
群馬県手話言語条例>群馬県手話・要約筆記講習会開催事業費補助金
URL: <http://www.pref.gunma.jp/02/d4200336.html>



「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」は差別になります

○平成28年4月から障害者差別解消法が施行されました。

この法律では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

○雇用の分野においては、障害者雇用促進法により、障害のある労働者への差別が禁止され、合理的な配慮の提供が義務づけられています。

障害者から申し出があった場合には、過重な負担にならない範囲で対応に努める必要があります

差別の例

- ・聴覚障害があるという理由だけで、採用面接を受けさせない
- ・業務指示・連絡を音声のみで行う
- ・周りの従業員に障害の内容や必要な配慮を説明しない

合理的配慮の例

- ・手話や筆談などで採用面接を行う
- ・説明するときは資料を用意したり、メモを渡すなど、視覚的に情報が得られるようにする
- ・本人のプライバシーに配慮した上で、周りの従業員に障害の内容や必要な配慮について説明する

